

新居浜市WEBページ広告表示基準

(趣旨)

第1条 この基準は、新居浜市WEBページへの広告掲載を適正に行うため、新居浜市WEBページ広告掲載要領（以下「要領」という。）に基づく広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の位置及び枠数)

第2条 要領第3条の規定による広告の位置及び枠数は、原則として次のとおりとする。

広告の位置及び枠数 新居浜市WEBページトップページ下部の位置に5枠（フローティング広告。×ボタンをクリックすることで最下部に移動。）

(広告の種類)

第3条 要領第5条第1項第1号の規定による広告の種類は、バナー広告とする。

(広告の規格)

第4条 要領第5条第1項第2号の規定による広告の規格は、原則として次のとおりとする。

大きさ 縦50ピクセル・横175ピクセル

形式 GIF（アニメ可）、JPEG

データ容量 4キロバイト以下

画像のALT属性テキスト 「広告：」で始め、「広告：」を除き全半角問わず30文字以内

(広告の禁止表現)

第5条 要領第5条第1項第3号の規定による広告の禁止表現は、原則として次の各号に掲げるものとし、各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

(1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの

(例) 「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」等の表現、ラジオボタン等

(2) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの

(例) 高速に点滅するイメージ、高速に振動するイメージ、彩度の高い赤の点滅表示、コントラスト（明度差）が強い画面の反転表示等

(3) 実際には機能しないもの

(例) 入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニュー等

(4) 市の情報と錯誤するおそれのある表現、画像の使用

(例) 「新居浜市〇〇情報」と表示、新居浜市章の使用等

(5) その他広告の表現として適当でないと認められるもの

(広告の制限事項)

第6条 要領第5条第1項第4号の規定による広告の制限事項は、原則として次の各号に掲げるものとし、各号のいずれかの制限に反する場合は、その広告は掲載しない。

- (1) イメージ等の点滅は、その間隔を原則として1秒間に2回未満とする。
 - (2) 画面の反転表示及び大部分の領域の切り替えは、その間隔を原則として2秒以上とする。
- 2 市は、前項の規定による制限のほか、広告の表現、動き及び配色等で、閲覧者に不快感を与えるおそれがあると認められる場合は、その内容を制限することができる。

附 則 この基準は、平成19年11月1日から施行する。
この基準は、平成22年12月1日から施行する。
この基準は、平成27年3月10日から施行する。